

令和 7 年度 家畜商講習会開催要領

1 目的

家畜取引の業務に必要な知識の習得を図る。

2 受講対象者

家畜の取引業務に従事しようとする者。

3 開催日時

令和 7 年 11 月 18 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

令和 7 年 11 月 19 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

4 開催場所

広島県庁 本館 106 会議室 （広島市中区基町 10 番 52 号）

5 講習科目及び時間

- | | |
|-------------------|------|
| （1）家畜の悪癖、機能障害及び疾病 | 6 時間 |
| （2）家畜の品種及び特徴 | 4 時間 |
| （3）家畜の取引に関する法令 | 4 時間 |

6 受講手続

- （1）受講申込書（別記様式）に必要事項を記入し、写真等を添付の上、広島県農林水産局畜産課に提出すること。

※写真：受講申込書提出前 6 か月以内に正面から撮影した無帽・上半身像のものとすること。サイズは縦 3.5 cm×横 2.5 cmとする。

- （2）受付期間は令和 7 年 9 月 30 日（火）から令和 7 年 10 月 21 日（火）までとする。

ただし、郵送による場合は、令和 7 年 10 月 21 日までの消印があるものに限り受け付ける。

また、受講申請は定員上限（40 名）まで、県内居住者からの申請を優先して先着順に受け付けることとし、受講の可否に関する通知を令和 7 年 10 月 28 日（火）までに発送する。

- （3）受講手数料は、受講決定通知に同封する納付書により納めること（3, 300 円）。

納付後は振込証明書を郵送窓口で郵送（令和 7 年 11 月 17 日〔必着〕）、又は開催初日に持参すること。なお、納付された手数料は返還しない。

7 講習会の特例措置

獣医師の免許または家畜人工授精師の免許を受けている者は、家畜商法施行令及び家畜商法施行規則に基づき、講習の特例措置（講習の一部免除）を受けることが出来る。

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定による講習時間の特例措置の適応を受けようとする者は、受講申込書に獣医師免許証または家畜人工授精師免許証の写しを添えて提出すること。

なお、特例措置適応者は令和7年11月18日（火）のみの受講で可とする。

有する免許	免除科目	備考
獣医師免許	家畜の品種及び特徴 家畜の悪癖、機能障害及び疾病	
家畜人工授精師免許	家畜の品種及び特徴 家畜の悪癖、機能障害	

8 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には修了証明書を交付する。

9 その他

（1）講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時40分から午前9時までとする。

（2）受講者は筆記用具及びテキストを持参すること。

なお、講習会で使用するテキストは下記のものを使用する。

テキストは講習会初日に会場で購入できるので、希望する場合は、受講申込書の余白にその旨を記載すること。

※講習会テキスト：「家畜取引の知識 改訂版（令和2年11月発行）」3,740円（税込）

編集（社）日本家畜商協会

発行（株）ぎょうせい

（3）申請先及び問合せ先

広島県農林水産局畜産課

〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号

TEL：082-513-3598（直通）

FAX：082-228-0396